

平成30年度保育所保育料徴収基準額表

階層				保育料徴収額(月額 単位:円)							
				0・1・2歳児クラス(3号)		3・4歳児クラス(2号)		5歳児クラス(2号)			
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準・短			
各月初日の 在籍入所児童の 属する世帯の 階層区分	1	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	母子・父子家庭等	2人親家庭	0	0	0	0	0	
	2	B	A階層を除き当該年度の4月～8月分保育料の算定にあたっては前年度分の、当該年度の9月～3月分の保育料の算定にあたっては当該年度分の市町村民税非課税世帯	無料	2人目以降 …無料	3,000	2,800	2,000	1,900	0	
	3	C1	均等割額のみ	1人目… B階層と同じ額	2人目…半額 3人目以降 …無料	7,000	6,800	5,000	4,900	0	
		C2				所得割の額45,000円未満	7,500	7,300	6,000	5,800	0
		C3				所得割の額45,000円以上48,600円未満	8,500	8,300	7,000	6,800	0
	4	D1	A階層を除き、当該年度の4月～8月分保育料の算定にあたっては前年度分の、当該年度の9月～3月分保育料の算定にあたっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	2人目以降 …無料	2人目…半額 3人目以降 …無料	10,000	9,800	8,000	7,800	0	
		D2				所得割の額48,600円以上50,500円未満	11,500	11,300	10,000	9,800	0
		D3				所得割の額50,500円以上54,500円未満	13,000	12,800	12,500	12,300	0
		D4				所得割の額54,500円以上57,700円未満	13,000	12,800	12,500	12,300	0
		D5				所得割の額57,700円以上59,000円未満	18,500	18,200	17,500	17,200	0
		D6				所得割の額59,000円以上77,101円未満	18,500	18,200	17,500	17,200	0
	5	D7	上記の色付きの部分は、子どもが保護者と生計を同一にするのであれば、その子の年齢に関わらず、年齢の高い順に1人目の子ども、2人目の子ども、3人目以降の子どもとして、算定します。			所得割の額77,101円以上78,500円未満	24,000	23,600	22,500	22,100	0
		D8				所得割の額78,500円以上97,000円未満	30,000	29,500	23,000	22,600	0
		D9				所得割の額97,000円以上140,000円未満	36,000	35,400	23,500	23,100	0
D10		所得割の額140,000円以上149,000円未満				40,000	39,300	24,000	23,600	0	
6	D11				所得割の額149,000円以上158,000円未満	43,500	42,800	24,500	24,000	0	
	D12				所得割の額158,000円以上169,000円未満	47,000	46,200	25,000	24,600	0	
	D13				所得割の額169,000円以上216,000円未満	49,000	48,100	25,500	25,000	0	
7	D14	所得割の額216,000円以上246,000円未満	51,000	50,100	26,000	25,600	0				
8	D14	所得割の額246,000円以上301,000円未満	54,500	53,500	28,000	27,500	0				
					所得割の額301,000円以上397,000円未満	58,000	57,000	30,000	29,500	0	
					所得割の額397,000円以上					0	

- ①保育料算定の基準となる市町村民税額につきましては、配当控除、外国税控除、住宅取得控除、寄附金控除(ワンストップ特例含む)は適用しません。
- ②同一世帯で2人以上の児童が入所(市立幼稚園、野間自由幼稚園、伊東聖母幼稚園、さくら園含む)している場合は、2人目以降の児童は2分の1の額とし、3人目以降の児童については無料となります。(ただし、④⑤⑥除く)
- ③B階層の属する世帯のうち、母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯は0円となります。
- ④B階層で、2人親家庭の世帯で、保護者と生計が同一ならば、その子の年齢に関わらず2人目以降無料となります。
- ⑤C階層及びD階層所得割額77,101円未満の世帯で、母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯は、保護者と生計が同一ならば、その子の年齢に関わらず年齢の高い順に1人目の子ども、2人目の子ども、3人目の子どもとし、1人目の児童はB階層と同じ額に、2人目以降の児童は無料となります。
- ⑥C階層及びD階層所得割額57,700円未満の2人親家庭の世帯は、保護者と生計が同一ならば、その子の年齢に関わらず年齢の高い順に1人目の子ども、2人目の子ども、3人目の子どもとし、2人目以降の児童は2分の1の額とし、3人目以降の児童については無料となります。
- ⑦市町村民税非課税世帯は、保護者と生計が同一ならば、その子の年齢に関わらず年齢の高い順に1人目の子ども、2人目の子ども、3人目の子どもとし、2人目以降無料となります。
- ⑧2歳児クラスに属する児童が、年度の途中で3歳になり2号認定に切り替わっても、保育料は、0・1・2歳児クラスの徴収額のままとなります。
- ⑨平成30年度から5歳児クラスの保育料は、市民税額や世帯構成に関わらず、0円となります。